

ともにあゆむ

「ともにあゆむ裁判」を支援する会ニュースNo.22
発行:支援する会事務局 Tel&Fax624-5997
2012年6月9日発行

約1ヶ月で1800筆突破!

5月1日のメーデーを皮切りに始めた署名活動は、この1ヶ月で1800筆を超える運動へと広がっています。

北は北海道、南は熊本までの全国各地の支援者の方たちから、毎日あたたかいメッセージや、力強いエールとともに送られてきています。

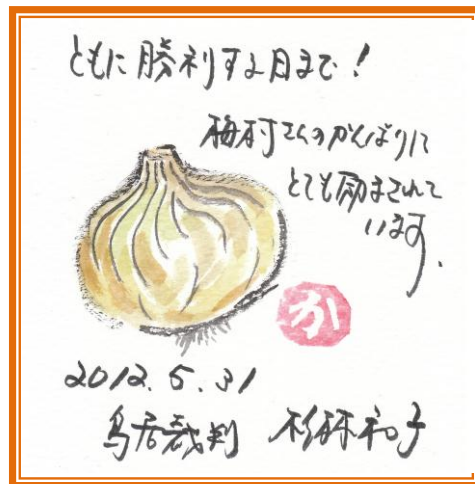
日々の活動にいつも署名をもってまわり、毎日のように活動日記とその日集まった署名用紙を送ってくださる方、「増す刷りして労働組合に呼びかけてるからね」とメールをくださった方、病氣とたたかいながらも「ともにがんばろう!」と励ましてくれる方。本当に毎日、勇気づけられています。ありがとうございます。

5月以降だけで、カンパも17万円以上寄せられています。

目標の1万筆まではまだまだですが、着実に支援の輪が広がっているのを感じています。

お手元に集まった署名をお持ちの方は、できれば第1次集約の6月15日までに送っていただけるとありがたいです。裁判所には18日、南医療生協には、24日の総代会前に届ける予定です。

その後も署名は裁判終了まで継続していきますので、そのあとも引き続きご協力もお願いします。



鳥居公務裁判を支援する会の
杉林さんからいただいた絵手紙

救援会港支部総会でも大きな反響

5月18日、国民救援会港支部の総会に梅村さんが参加して、支援と署名のお願いをさせていただきました。

「労働局が認めた労災を、労災指定病院が認めないなんて、ひどすぎる!」「南医療生協もここまで変わってしまったか」と、多くの人が共感してくださり、次々と支援する会の申込書とカンパが寄せられました。

総会会場だった全港湾の事務所は、梅村さんが保育園から小学校まで、梅村さんのお母さんの職場であったところで、「お母さんも頑張り屋だったで、よく似とるね」と懐かしい方たちにも熱いエールをいただきました。

救援会南支部では、署名用紙を全会員に郵送していただき、署名の輪を大きく広げてもらっています。6月10日の救援会知多北部支部総会でも訴えをさせていただきます。力強い救援会のご支援に心から感謝しています。



次回裁判

ご都合のつく方は、ぜひご参加ください。

6月18日(月)午後3時 地方裁判所 法廷棟2階201号法廷

※裁判終了後、弁護士会館にて、報告・交流会を開催します。

安全配慮の根拠と主張する 「通院休暇」廃止!?



被告南医療生協は、先日の裁判の「準備書面」で、「安全配慮義務違反はなかった」根拠として、「業務期間中の自由な通院を認めていた」と就業規則27条の「通院休暇（有給）」をあげ、「被告が原告の治療機会を喪失させたという事実は一切ない」と主張しています。

しかし、その一方で、いま、南医療生協は下記の文書のように、「通院休暇制度の廃止」を「正直者が損をする」制度として、廃止をしようとしています。

被告は、現在の職員たちからも、自らが主張する「安全配慮」のひとつを奪おうとしているのです。あまりにも、裁判を、そして、現在働いている職員を馬鹿にした態度に怒りを禁じえません。

2012 年 4 月 24 日
人事育成課 神山 充

就業規則の改定について

7月1日実施で、時間的な余裕が一定できたので、再度、改定内容を精査しているところだが、下記の点について、再修正をしたい。

(1)通院休暇制度の廃止

南医療生協は、「労働条件を揃えるため」として、
南生協直接雇用者の労働時間延長をしようとして

【旧規定】
第27条(通院休暇)
(1)傷病の治療のため勤務中に職場を離れる場合はその必要時間を与える。
(2)通院休暇については有給とする。

【前回改定提案】
通院時間を3時間以内とする。

【新たな提案】
この条項を削除する。

変更理由

1. ライフネットを含む事業所が40となり、今後も増える可能性がある。事業所の中には通院可能な医療施設から比較的遠距離の場合がある。事業所の所属によってこの条項を担保できない。
2. 職場の一時離脱などは、変形性労働時間制を活用することができる。
3. 通院休暇は賞与の控除対象となり、融通で行う人と公平さが確保しにくい(正直者が損をする)。
4. 慢性的な通院は、「勤務制限がない」とこと矛盾して認められないが、明文の規定がない(労使協定に「最短時間とする」旨があるのみ)
5. 南医療生協共済の充実によって、医療費の補助、薬代の補助があり、金銭的な対応がある。

南生協労組の審問にぜひ参加を！

南医療生協が、「不当労働行為救済申し立て」をしている労働委員会での、審問が7月からはじまります。成瀬専務も証人として審問に参加します。どんな言い訳をするのか、みなさんで見守っていきましょう。

	期 日	証人名
第1回	7月17日(火) 13:30～	南医療生協労組 中央執行委員長 小椋巖
第2回	8月2日(木) 13:30～	南医療生協労組 書記長 田島保利
第3回	8月23日(木) 13:30～	南医療生協 人事育成課次長 神山充
第4回	9月19日(水) 13:30～	南医療生協 専務理事 成瀬幸雄など3名

●以下4回のいずれの会場も、愛知県庁西庁舎8階の愛知県労働委員会審問室です。